定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、YUSHIN株式会社と称し、英文では Yushin Company と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 産業用ロボット及び関連機器の設計、製造、販売、設置、修理
 - (2) 上記に関するソフトウェアの製作及び販売
 - (3) 合成樹脂の成形・加工及び販売
 - (4) 損害保険代理店業
 - (5) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を京都市に置く。

(公告方法)

- 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。
 - 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿 及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権 に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株 予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定 款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、

- その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集 する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取 締役が招集する。
 - 2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議 決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使する ことができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2.会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
 - 2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊 急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社 長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、 議長となる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が 異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の責任免除)

- 第25条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第 1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最 低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第26条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

- 第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。
 - 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
 - 3.会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
 - 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、 この期間を短縮することができる。

(監査役の責任免除)

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第 1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最 低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第33条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。
 - 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第36条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に 該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく 賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第38条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
 - 2. 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。
 - 3. 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(中間配当金)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株 主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」 という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第40条 配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社 はその支払いの義務を免れる。
 - 2. 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(商号変更に関する経過措置)

- 第1条 定款第1条(商号)の変更は、2025年4月1日に効力を生ずるものとする。
 - 2. 本条の規定は、商号変更の効力発生日経過後、これを削除する。

平成18年6月29日 改定 平成21年6月26日 改定 定平成22年1月 6日 改定 平成27年6月23日 改定 平成30年4月 1日 改定

令和 3年6月22日 改定 令和 4年6月22日 改定 令和 6年6月25日 改定